

固定資産課税台帳登録価格（評価額）の審査の申出について

■ 審査申出の方法

審査申出書に必要事項を記入の上、正副2通を次のとおり提出してください。

なお、正副2通は返却しませんので、受付印を押印した控えが必要な場合は、さらに1通を添えてください。

申出事項	固定資産課税台帳の登録価格（評価額）に関する不服に限られます。 納税義務者の認定、課税標準の特例、減免の適用等の価格以外の不服については、市長に対する審査請求となります。
申出期限	固定資産税の納税通知書を受け取った日後3箇月（通常8月上旬～中旬頃）
提出先	加須市固定資産評価審査委員会

■ 基準年度（評価替年度）以外の年度における申出事項

基準年度以外の年度の申出事項は、次のようなものに限られます。

土地	・前年に地目の変換等があった土地の価格 ・下落修正された価格又は下落修正すべきこと
家屋	・前年に新築された家屋の価格 ・前年に改築、損壊等があった家屋の価格

基準年度とは？

3年に1度（令和6年度、令和9年度、令和12年度…）の評価替えの年度をいいます。

■ 審査手続の流れ

手 続	発信者→受信者 参加者	備 考
①審査申出 （申出書の提出）	審査申出人→審査委員会	委員会が提出された副本を市長に送付します。
②市長の主張 （弁明書の提出）	市長→審査委員会	委員会がそれぞれ提出された副本を相手方に送付します。 ②③は必要に応じて繰り返します。
③申出人の主張 （反論書の提出）	審査申出人→審査委員会	
④口頭意見陳述	審査委員会・審査申出人	
⑤口頭審理	審査委員会・審査申出人・市長	④⑤⑥は必要な場合のみ実施します。
⑥実地調査等	審査委員会・審査申出人	
⑦審査決定 （決定書の交付）	審査委員会→審査申出人・市長	決定書の謄本を両当事者に送付します。

※審査申出中であっても、固定資産税の徴収は停止されませんので御注意ください。

◇ 審査申出をする前に

固定資産の登録価格に不服がある場合は、まずは税務課で登録価格の根拠や評価方法を聞いてみましょう。説明を聞くことで疑問点が解消される場合があります。

お 問 合 せ

〒347-8501 加須市三俣二丁目1番地1

加須市固定資産評価審査委員会

T E L 0480-62-1111 F A X 0480-61-3471

メール kansa@city.kazo.lg.jp

■ 審査申出書の記入に当たっての留意事項

審査申出書は、土地、家屋、償却資産の別に様式がありますので、申出物件の区分に応じた適切な申出書を使用してください。

次の留意事項及び記入例を参考にして、申出書を記入してください。

申出書記入欄	留意事項など
審査申出人	全て記入し、納税義務者の氏名（法人の場合は法人名）を自署又は記名押印してください。
代表者等	会社や社団などの団体の場合※ ¹ 又は代理人が手続行う場合※ ² に記入し、当該代表者等の氏名を自書又は記名押印してください。 ※ ¹ 代表者の資格を証する書面の添付が必要です。 ※ ² 委任状の添付が必要です。
申出物件	審査申出する固定資産の表示、登録価格等を正確に記入してください。
申出に係る処分 の内容	次の例を参考に記入してください。 ・例「加須市長が行った〇〇年度の上記物件に係る固定資産の価格の決定」
申出の趣旨	次の例を参考に審査委員会に求める決定の内容を記入してください。 ・例1「物件1の価格を△△円に決定することを求める。」 ・例2「物件2の価格を前年度の価格に据え置くことを求める。」
申出の理由	申出の趣旨を裏付ける根拠を、できるだけ具体的に、かつ、明瞭に記入してください。 ・例1「物件1の1㎡当たり価格は、標準地と同額となっているが、標準地と比較して〇〇〇〇のため、〇〇〇〇%の補正をするべきである。」 ・例2「△年△月に発表された物件2に近接する地価公示の基準地の公示価格が前年と同額であるため。」
添付書類欄	次の書類を添付するときは、この欄に資料の名称を記入してください。 <u>なお、審査申出書の添付書類として提出する物の返却はできません。</u> ・申出の理由を裏付ける資料・写真等 ・物件の位置図 ・審査申出人が会社や社団などの団体の場合は、代表者の資格を証する書面（商業登記簿の登記事項証明書等） ・代理人が手続を行う場合は、委任状（審査申出人（法人の場合は代表者）の氏名が自署又は記名押印がされたもの）
備考欄	固定資産評価審査委員会に対して口頭で意見を述べる（市長（税務課）は同席しません。）ことを希望する場合は、「口頭意見陳述を求める」と記入してください。

※審査申出書は、正副2通の提出が必要ですので御注意ください。